

在宅・介護施設等における 感染管理 (管理者編)

在宅・介護施設等で必要な感染対策は？

感染源となる病原体を

- 持ち込まない
- 持ち出さない
- 拡げない

さらに

- 感染しない
- 感染させない



標準予防策と感染経路別予防策の遵守

研修内容

1. 自施設における医療提供体制の把握
2. 感染状況におけるマネジメント
(組織体制/看護職員管理)
3. 感染管理 (感染対策/資材確保)
4. 関連機関との連携
5. Q&A (ディスカッション)

介護施設における看護職員の配置基準と医療提供体制

	介護 医療院	介護老人 保健施設	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	介護付き有料老人 ホーム
看護・介 護職員配 置基準	利用者: 介護職員 =6:1	利用者:職員 =3:1	利用者:職員=3:1	要介護者:職員=3:1 (要支援者は 10:1)
看護職員 配置基準	利用者: 看護職員 =6:1	看護・介護職 員総数の 2/7程度	30人以下:1人以上 31-50人以下:2人以上 51-130人以下:3人以上 131人以上: 3人+利用者数が50人 又はその端数を増すごと に1人	30人以下:1人以上 31人以上: 1人+利用者が 50人又はその端 数を増すごとに 1人
医療提供 体制	・医師の 常勤配置 ・看護職 員の夜勤 あり	・医師の常勤 配置あり ・看護職員の 夜勤あり ・対応可能な 医療処置は 施設により 様々	・医師は必要数 (非常勤可) ・外部の配置医が定期的に 診療 ・夜間の看護体制は オンコール	・医師の配置基準なし ・医療は外付け (通院または訪問 診療) ・夜間の看護体制は オンコール

介護サービス提供における関係法令

- ◆ 感染症法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）
 - 感染症の類型により、就業制限や入院等の措置
 - 集団感染発生時に積極的疫学調査
 - 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホームの入所者は、毎年度結核に係る定期健康診断の実施
- ◆ 介護保険法
 - 40歳以上で介護が必要になった人の自立生活を支援

高齢者施設における施設内感染対策のための自主点検チェックリスト

感染症対応力向上	①手指消毒の励行、定期的な換気を行っている
	②職員の日々の健康管理を行っている
	③入所者の日々の健康管理を行っている
	④防護具の着脱方法の確認を行った
	⑤清掃など環境整備を行っている
	⑥主な職員が動画「そうだったのか！感染対策」等を視聴した
	⑦新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCONA)について職員に周知を行った
物資の確保	⑧在庫量と使用量・必要量を確認した
	⑨一定量の備蓄を行っている
関係者の連絡先の確認	⑩感染対策に係る関係者の連絡先を確認している
感染者発生時のシミュレーション	⑪個室管理、生活空間の区分けの検討を行った
	⑫勤務体制の変更、人員確保の検討を行った
	⑬検体採取場所の検討を行った
情報共有	⑭感染者発生時の対応方針について入所者、家族と共有している
	⑮感染者発生時の対応方針について協力医療機関と共有している

自主点検調査結果

厚生労働省老健局老人保健課（令和2年9月30日）

各項目の実施割合（直接提出された12,366施設）

①手指消毒の励行、定期的な換気を行っている	99.7%
②職員の日々の健康管理を行っている	99.5%
③入所者の日々の健康管理を行っている	99.3%
④防護具の着脱方法の確認を行った	99.3%
⑤清掃など環境整備を行っている	99.7%
⑥主な職員が動画「そうだったのか！感染対策」等を視聴した	68.8%
⑦新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)について職員に周知を行った	70.1%
⑧在庫量と使用量・必要量を確認した	97.8%
⑨一定量の備蓄を行っている	93.3%
⑩感染対策に係る関係者の連絡先を確認している	95.4%
⑪個室管理、生活空間の区分けの検討を行った	86.0%
⑫勤務体制の変更、人員確保の検討を行った	77.0%
⑬検体採取場所の検討を行った	59.8%
⑭感染者発生時の対応方針について入所者、家族と共有している	59.0%
⑮感染者発生時の対応方針について協力医療機関と共有している	70.2%

那覇市内有料老人ホーム（33施設）への 感染対策助言訪問で分かったこと

訪問期間：2020.4.10～5.28

- ✓厚労省の「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」では、各施設の実情に合わせたマニュアルの作成を勧めているが、自施設に特化したマニュアルを作成している施設は少ない。
- ✓標準予防策の概念を認識している施設が少ない。
- ✓ケアの前後、1処置毎の手洗いを徹底しているとのことであるが、具体的な場面での手洗いを確認すると不十分な状況が見受けられる。
- ✓エプロンやゴーグルを使用している施設は少ない。
- ✓液体石鹸、洗剤などが継ぎ足し使用されている施設が多い。
- ✓床を次亜塩素酸ナトリウム液で日常的に拭き掃除している施設がある。
- ✓次亜塩素酸水が汎用されている（手指・環境消毒や空間噴霧）。
- ✓インフルエンザ発症者は個室隔離できる体制が整っている。

介護福祉施設等の管理者に必要なこと

- 高齢者の特性、サービスの特性と形態に応じた感染症の特徴の理解
- 感染対策に対する正しい知識の習得
- 介護施設・事業所内の危機管理体制の構築
 - 感染対策委員会の設置、業務継続計画（BCP）の作成、緊急時連絡網作成 等
- 介護施設・事業所内での感染対策の実践
 - 感染対策委員会の開催、指針とマニュアルの策定、研修会実施 等
- 自治体等の関係機関との連携体制の構築
 - 情報共有、発生時の行政への届出 等
- 職員の労務管理
 - 職員の健康管理、職員が感染症に罹った時の人的環境の整備 等
- 委託業者や実習生、ボランティア、面会者等の外部者の管理

感染管理における管理者の役割

- ◆ 地域の感染症の発生状況の把握
- ◆ 医師や保健所等との連携体制の構築
- ◆ 感染症を疑う利用者の速やかな受診の勧奨
- ◆ 地域の流行状況の把握と近隣事業所との情報交換
- ◆ 職員の健康管理
- ◆ 利用者家族への情報提供



令和3年度介護報酬改定
感染症対策と業務継続に向けた取組強化の義務
(3年の経過措置期間あり)

感染症対策の強化

施設類型に関わらず全ての介護サービス事業者に、感染症の予防及びまん延防止に関する取組の徹底を求める観点から、以下の取組を義務づける

- 委員会の設置
- 指針の整備
- 研修の定期的な実施等
- 訓練（シミュレーション）の実施

サービス類型別の主な感染症対策

施設系サービス	通所系・居住系サービス	訪問系サービス
<p>感染症又は食中毒の発生、まん延の防止のための以下の措置の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ①委員会の開催（概ね3月に1回以上）、その結果の周知 ②指針の整備 ③研修の定期的な実施（年2回以上） ④「感染症及び食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応 ⑤訓練（シミュレーション）の実施 	<p>感染症又は食中毒の発生、まん延の防止のための以下の措置の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ①委員会の開催（概ね6月に1回以上）、その結果の周知 ②指針の整備 ③研修の定期的な実施 ※新規採用時には感染対策研修の実施が望ましい ④訓練（シミュレーション）の実施 	<p>感染症の発生又はまん延の防止のための以下の措置の実施</p>

職員研修

＜感染管理に関する研修の種類と内容の例＞

	対象者	実施時期	内容	形式	講師
新人研修	新規採用者	入職前後	感染症および感染対策の基礎知識	座学形式 実習（手洗い等）	感染管理責任者等
定期研修	全職員	5～6月	食中毒の予防と対策	座学 グループワーク	外部講師を 招いても よい
		秋季	インフルエンザの予防と対策		
外部研修	希望者 適任者	随時	国や自治体、学会・協会等が主催し、対象職種に求められる最新の知識を伝達等	(いろいろな形式がある)	外部専門家
勉強会	希望者	随時	テーマを設定し、担当者による発表等	事例検討 グループワーク等	感染管理責任者等
OJT*	全職員	通年	日常の業務の中で、具体的なノウハウやスキルを習得	実務	看護職員、リーダーが随時指導

* OJT : On the Job Training (具体的な業務を通じて、業務に必要な知識・技術等を計画的・継続的に指導し、修得させる訓練手法)

感染状況におけるマネジメント

感染状況の見極めが大事

【平常時】

【地域流行期】

周辺地域で感染者が発生しており、いつ施設内で発生するか分からない時期

【感染者発生期】

施設内に感染者が発生した時期

【感染拡大期】

感染者が施設内に多数発生し拡大している時期

【収束・再準備期】

周辺地域または施設内での感染者の拡大が収束し、感染者が減少した時期

平常時の対応①

早期発見のための日頃の健康観察

<利用者>

- 日頃の様子と体調変化
- 本人の訴え、症状の確認

本人の訴え・有症状は速やかに相談・報告

- 医師や看護職員等へ相談
- 施設長等に必要事項の報告
- 医療機関へ受診
- 医師や看護職員がいない場合や深夜等で責任者不在の場合は、かかりつけ医等へ相談

感染症法に基づいて届出が必要な感染症は、医師が診断して保健所へ報告

ポイント

- 利用者の変化を見逃さない
- 情報を集約し適切なタイミングで医師や看護職員等に相談・報告

<職員>

- 出勤前の体調確認
- 勤務中の体調変化

体調不良の場合は速やかに相談・報告

- 施設長等に必要事項の報告
- 医療機関へ受診
- 職員が体調不良を訴えやすい職場環境にすることが大切
- 健康診断の実施やワクチン接種など

平常時の対応②

早期発見・迅速な対応のための体制づくり

<施設長等>

- 感染対策のための指針・マニュアルの整備
- 職員研修の実施
- 施設内の衛生管理
- 連絡先一覧の更新
- 訓練（シミュレーション）の実施

①相談・報告 ②指針等の情報共有

定期的な情報共有や意見交換の実施

保健所

ポイント

- 日頃の衛生管理が重要
- 職員研修の定期的な実施
- 感染症の流行状況の把握
- 相談・連絡先一覧の作成・共有

感染症かな？と兆候を感じたら

- 具体的な状況（症状・人数等）を把握
- 時系列に記録をまとめる

速やかに
相談・報告

- 施設長等に報告
- 介護施設・事業所で対策の検討
- 職員間での情報共有
- 感染拡大の予防策を検討

かかりつけ医等に早めの相談

行政報告基準に該当したら速やかに報告

(※) 基準に達しなくても適宜相談を

<社会福祉施設等 集団発生時の保健所等への報告が必要な場合（抜粋）>

- ① 死亡者又は重篤患者は1週間以内に2名以上発生
 - ② 感染症が疑われる者が10名以上又は全利用者の半分以上発生
 - ③ 通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合
- ★詳しくはP●参照

同じ症状の利用者が多い（欠席が多い）
地域で流行している症状に似ている
利用者の症状が軽快しない

感染症発生時の対応

発生状況の把握

- 利用者が感染症にかかっていると連絡があったら、速やかに感染症を疑う症状が「いつ」「どこで」「だれが」「どのくらい」発生したかなど確認
- 保健所等へ報告し、指示を仰ぐ

保健所への報告

市町村担当課への報告

保健所

感染拡大の防止

- 職員で情報共有
- 標準予防策+経路別予防策の徹底
- 感染拡大の予防策の実施

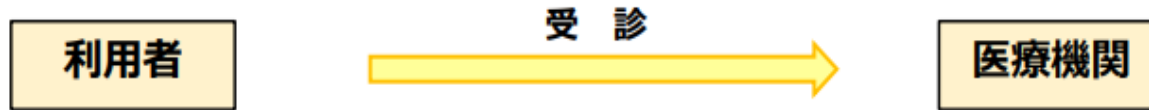
困った場合は、かかりつけ医に相談

保健所の調査に協力

- 健康観察記録、施設等の見取り図（平面図）の準備等、保健所の指示に従う

- ★施設系、通所系、訪問系サービス別はP●参照
- ★感染症発生後の対応フローや様式は保健所へ確認（保健所により異なる）
- ★感染症の終息の判断は、保健所やかかりつけ医へ相談

感染症発生時の対応フロー（訪問系サービス）



観察・連絡・依頼・報告

事業所

職員

感染症・食中毒の疑いのある利用者が目立つ

症状の確認

利用者の症状の確認

- 発熱、嘔吐、下痢、咳、皮膚の異常など
- 2～3日前からの記録も確認

報告

依頼

管理者

事業所全体における発生状況を把握

職員の健康状態の把握

- 利用者の担当職員の健康状態の把握
- 事業所全体の職員の健康状態の把握

- 感染症等の疑いのある利用者には、かかりつけ医への相談や医療機関の受診を勧める
- 受診の結果、感染症等と診断された場合は、サービス提供した職員の健康状態を把握
- 事業所内に、当該感染症の症状と似た職員が複数いる場合は、保健所やかかりつけ医等へ相談する
- 事業所がサービスを提供している他の利用者の健康状態も把握する

連携

報告

相談

調査指導

相談・報告・依頼

市町村担当課

保健所

かかりつけ医等

感染症発生時の対応フロー（施設系サービス）

観察・連絡・依頼・報告

処置・対応

感染症・食中毒の疑いのある入所者が目立つ

介護施設等

職員

症状の確認

- 発熱、嘔吐、下痢、咳、皮膚の異常など
- 2～3日前からの記録も確認

報告 ↑ 依頼 ↓

他の入所者で、症状のある者の発生状況の確認

- 施設全体における状況の把握・記録
- 人数、症状（日時、階、ユニット、部屋ごとに）
 - 受診状況、診断、検査、治療内容
 - 通常の発生動向との比較
 - 職員の健康状態についても把握
- 感染拡大防止に向けた対応
- ゾーニング・コホーティングの実施

報告 ↑ 依頼 ↓

施設全体における発生状況を把握

報告・依頼

施設長

報告

<報告が必要な場合> ※

- ア 死亡者・重篤患者が1週間に2名以上
- イ 感染症が疑われる者が10名/入所者の半数以上（ある時点において）
- ウ 通常の発生動向を上回り、必要な場合

<報告すべきこと> 人数・症状・対応状況等

報告 ↓

市町村担当課

市町村の独自の報告基準がある場合もあるため要確認

報告 ↓

保健所

看護職員★

- 症状に応じた看護
- 感染拡大防止
- ゾーニング等

依頼 ↑

介護職員等

- 症状に応じたケア
- 消毒や衛生管理等の徹底

依頼 ↑

医師★

看護職員★

診察・医療処置

検体（血液、便、吐物等）の確保

調査指導 ↑

連携 ↓

協力病院等

- ★ 医師や看護職員が配置されていない場合や不在の場合には、あらかじめ相談・報告する者を決めておくことが重要（例えば、かかりつけ医など）
- ◆ 専任の感染対策を担当する者を決めておくことも重要
- ※ 「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」（抜粋）

感染対策マニュアルの整備

<記載内容の例>

<p>感染管理体制 (56 ページ～参照)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 感染管理に対する基本理念 ● 感染対策委員会の設置 ● 感染対策のための指針・マニュアルの整備 ● 職員研修の実施 ● 訓練（シミュレーション）の実施 ● 職員の健康管理等 	
<p>日頃の対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設・事業所内の衛生管理 (51 ページ参照) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境の整備 ・ 施設・事業所内の清掃 ・ 嘔吐物、排泄物の処理方法 ・ 血液などの体液の処理方法
	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用者の健康管理 (34 ページ参照) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康状態の観察と対応の記録 ・ 感染症を疑うべき症状と注意点
	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護・看護ケアと感染対策 (29 ページ参照) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手洗い ・ ケアにおける標準予防策 ・ 食事介助 ・ 排泄介助（おむつ交換等） ・ 医療処置
<p>感染症発生時の対応 (66 ページ～参照)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 感染症の発生状況の把握 ● 感染拡大の防止 ● 行政等への報告 ● 関係機関との連携等 	

(※ページ数は「介護現場における感染対策の手引き 第2版」のページを示す)

感染対策委員会の設置

委員会のメンバー構成の例.....

施設長	施設全体の管理責任者
事務長	事務関連、会計関連を担当
医師	検査・診断・治療等、専門的知識の提供を担当
看護職員	看護ケア等、専門的知識の提供と同時に生活場面への展開を担当 可能であれば複数名で構成
介護職員	介護場面における専門的知識の提供を担当 各フロアやユニットから1名、デイサービス等の各併設サービスの代表者 1名ずつ等
栄養士	栄養管理、抵抗力や基礎体力維持・向上
生活相談員	入所者からの相談対応、入所者への援助 入所者の生活支援全般にわたる専門的知識の提供を担当

※感染対策マニュアルに構成メンバーの役割分担や委員会の活動内容を記載しておく

業務継続に向けた取組の強化

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に以下の取組を義務づける



- 業務継続計画（BCP）の策定
- 研修の実施
- 訓練（シミュレーション）の実施 等

BCPにおける介護サービス事業者に 求められる役割

◆サービスの継続

入所施設や訪問事業所においては新型コロナウイルス感染症の感染拡大時にも業務を継続できるように事前の準備を入念に進めることが必要

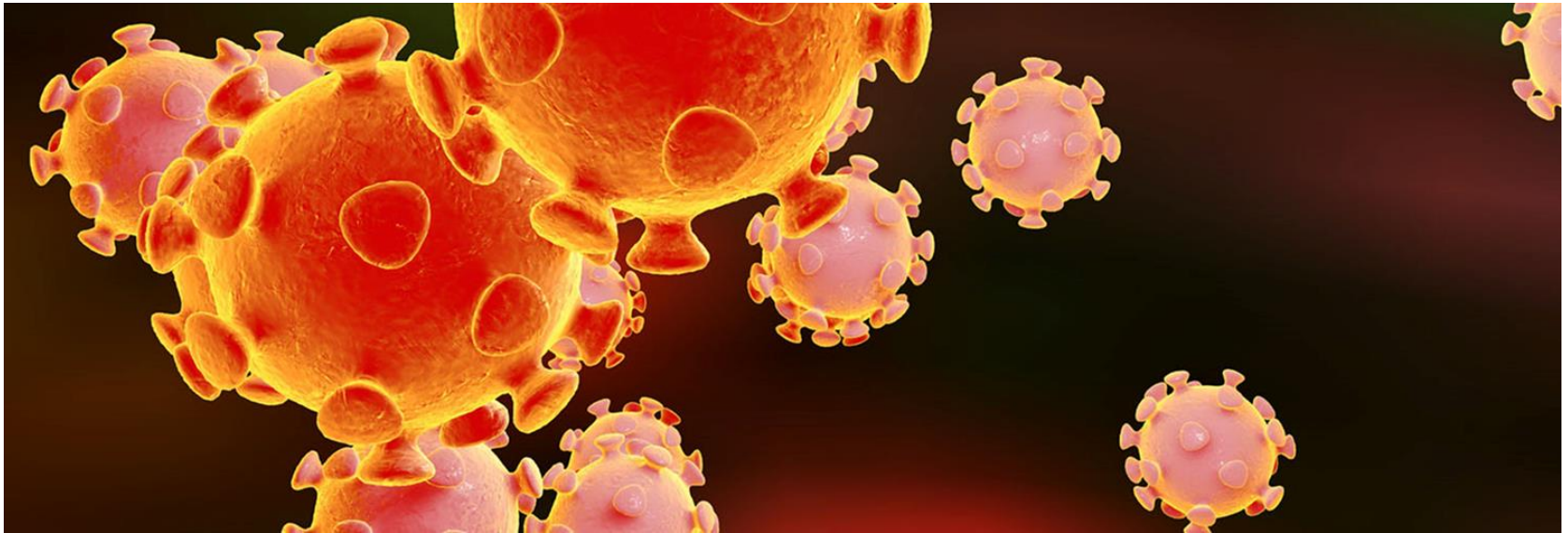
◆利用者の安全確保

利用者の安全確保に向けた感染防止策を検討しておき、確実に実行する

◆職員の安全確保

職員の感染防止対策とあわせて、職員の過重労働やメンタルヘルス対応への適切な措置を講じる

新型コロナウイルス感染症の 感染対策



新型コロナウイルス感染（疑い）者発生時の対応フローチャート（入所系）

0. 平時対応

（1）体制構築・整備

□意思決定者、担当者の決定

（2）感染防止に向けた取組の実施

- 最新情報（感染状況、政府や自治体の動向等）の収集
- 基本的な感染症対策の徹底
- 入所者・職員の体調管理
- 施設内出入り者の記録管理
- 連絡先リストの作成・更新

（3）防護具、消毒液等備蓄品の確保

□保管先・在庫量の確認、備蓄

（4）研修・訓練の実施

- BCPの共有
- BCPの内容に関する研修
- BCPの内容に沿った訓練

（5）BCPの検証・見直し

1. 感染疑い者の発生

息苦しさ

倦怠感

発熱や咳等の風邪症状

いつもと違う様子

職員の健康状態 など

2. 初動対応

（1）第一報

- 管理者へ報告
- 地域で身近な医療機関、受診・相談センターへ連絡
- 施設内・法人内の情報共有
- 指定権者への報告
- 家族への報告

（2）感染疑い者への対応

- 個室管理
- 対応者の確認
- 医療機関受診/施設内で検体採取
- 体調不良者の確認

（3）消毒・清掃等の実施

- 場所（居室、共用スペース等）、方法の確認

原則入院

陽性

3. 検査

陰性

入所継続

4. 感染拡大防止体制の確立

（1）保健所との連携

- 濃厚接触者の特定への協力
- 感染対策の指示を仰ぐ
- 併設サービスの休業

（2）濃厚接触者への対応

<入所者>

- 健康管理の徹底 □個室対応
- 担当職員の選定
- 生活空間・動線の区分け
- ケアの実施内容・実施方法の確認

<職員>

- 自宅待機

（3）職員の確保

- 施設内での勤務調整、法人内での人員確保
- 自治体・関係団体への依頼
- 滞在先の確保

（4）防護具、消毒液等の確保

- 在庫量・必要量の確認
- 調達先・調達方法の確認

（5）情報共有

- 施設内・法人内での情報共有
- 入所者・家族との情報共有
- 自治体（指定権者・保健所）との情報共有
- 関係業者等との情報共有

（6）業務内容の調整

- 提供サービスの検討（継続、変更、縮小、中止）

（7）過重労働・メンタルヘルス対応

- 労務管理 □長時間労働対応
- コミュニケーション □相談窓口

（8）情報発信

- 関係機関・地域・マスコミ等への説明・公表・取材対応

収束

※別紙に拡大コピーあり

地域流行期における感染対策

施設内にCOVID-19感染者が
発生していない時期

※周辺地域で感染者が発生しており、いつ施設内で発生するか分からない時期

- 感染者を早期に発見する体制の整備
- 標準予防策等の感染予防策の職員への周知
- 起こり得る事柄について検討し施設内の整備

地域流行期における感染対策のポイント①

1.組織体制

- 1)感染対策委員会・マニュアル・感染対策指針がある
- 2)入所者（利用者）・家族・職員の感染対策の啓発
- 3)感染対策専門家の意見を聞く仕組み

2.職員管理

- 1)職員の健康管理
- 2)非常勤・委託業者の名簿の整理

3.教育

- 1)COVID-19についての職員教育
- 2)感染管理について施設すべての職員への教育

4.早期発見

- 1)職員の感染症 症状報告の仕組みがある
- 2)入所者（利用者)の感染症の兆候の把握の仕組み

地域流行期における感染対策のポイント②

5. 感染対策

- 1) 標準予防策の遵守（手指衛生、防護具着用、環境整備、汚染リネン・器材の管理等）
- 2) 入所者（利用者）が密にならない
- 3) 職員が密にならない工夫
- 4) 面会制限・入館者管理

6. 資材確保

- 1) 個人防護具・手指衛生物品の備蓄

7. 行政・地域・委託との連携

- 1) 感染症発生時窓口の設定
- 2) 地域・他施設での流行状況の把握
- 3) 近隣医療機関の感染対策チームへの相談仕組みがある
- 4) 支援依頼可能なネットワークがある
- 5) 委託職員の勤務管理

感染者発生期における感染対策

施設内にCOVID-19感染者または濃厚接触者が
発生した時期

- 早期発見する体制が計画通りに運用されている
- 必要な感染対策が実践されている
- 次の感染者に備える

感染者発生期における感染対策のポイント

1. 組織体制

- 1) 緊急時、感染対策委員会の開催
- 2) 感染者の発生の把握
- 3) 勤務調整
- 4) PCR検査実施の感染者リストの作成
- 5) 職員・入所者（利用者）、家族への説明と対応の検討
- 6) 職員のメンタルケアの実施

2. 感染対策

- 1) ゾーニング、他の入所者（利用者）の接触避ける
- 2) 汚染区域の必要物品の準備と防護具の在庫確認
- 3) 汚染区域の職員の固定

3. 行政・地域との連携

- 1) 保健所へ報告
- 2) 近隣医療機関への相談、支援依頼可能なネットワーク活用

感染拡大期における感染対策

施設内にCOVID-19感染者が多数発生し
拡大している時期（クラスター発生時）

- 施設内で感染者を個室隔離などで物理的に封じ込める対策の導入
- 施設内の感染者の続発を防ぐことに最大限に努める

感染拡大期における感染対策のポイント

1.組織体制

- 1) 定期的な対策会議やミーティングの開催
- 2) 保健所の指導により情報公開の検討
- 3) 全職員への発生状況などの情報共有

2.感染対策

- 1) ゾーニングにより他の入所者（利用者）との交差避ける
- 2) 手指衛生と個人防護具の正しい脱着
- 3) 感染者数により汚染区域の見直し

3.行政・地域との連携

- 1) 保健所への報告体制継続
- 2) 近隣医療機関の感染対策チームへの相談
- 3) その他の支援依頼可能なネットワーク活用

4.その他

- 1) 入所者（利用者）、家族、地域への説明と不安の対応
- 2) 職員のメンタルケアの継続

収束・再準備期における感染対策

施設内のCOVID-19感染者が減少し、
体制の再準備を行う時期

※周辺地域および施設内での感染者の拡大が収束し、
感染者が減少した時期

○今回発生した影響を評価し、計画的な復興と感染
対策の改善を実施

収束・再準備期の感染対策ポイント

1.組織体制

- 1) 職員の復興条件の決定
- 2) 転院した入所者（利用者）の受け入れ体制
- 3) 復帰した職員の感染対策教育の準備

2.再準備

- 1) 感染発生から拡大まで振り返り
- 2) マニュアルの改訂

3.感染対策

- 1) 個室隔離・ゾーニングの見直し
- 2) 個人防護具の見直し・在庫確認
- 3) 標準予防策・感染経路別予防策の実践

4.行政との連携

- 1) 業務再開について保健所と協議し、連携の継続
- 2) 地域や他施設での流行状況の把握

関係機関との連携

発生状況に応じて、下記の関係機関に報告し、対応
に関する相談、指示を仰ぐ

- 配置医師（嘱託委）、協力医療機関の医師
- 保健所
- 中核病院のインフェクションコントロール
ドクター（ICD）
- 感染管理認定看護師（ICN）

施設内での情報提供も重要です

- 職員への周知
- 家族への情報提供

まとめ

- 新型コロナウイルス感染症だけが特別ではない
- 感染対策の基本
 - 感染源となる病原体を
 - 持ち込まない
 - 持ち出さない
 - 拡げない
 - を徹底すること
- それでも、疑わしい症状のある利用者が出てしまったら、早急に最寄りの保健所に相談する

介護施設の感染対策資料

介護現場における（施設系・通所系・訪問系サービスなど）感染対策の手引き 第2版：厚生労働省老健局（令和3年3月）



第1版：令和2年10月1日初版

第2版：令和3年3月9日改訂

- 介護報酬改定事項の反映
- 新型コロナウイルス感染症に関する通知等の反映
- その他所要の改訂

介護施設の感染対策資料

<https://www.mhlw.go.jp/content/000749533.pdf>



BCP：Business Continuity Plan 業務継続計画のこと

新型コロナウイルス等感染症や大地震などの災害が発生すると、通常通りに業務を実施することが困難になります。まず、業務を中断させないように準備するとともに、中断した場合でも優先業務を実施するため、あらかじめ検討した方策を計画書としてまとめておくことが重要です。

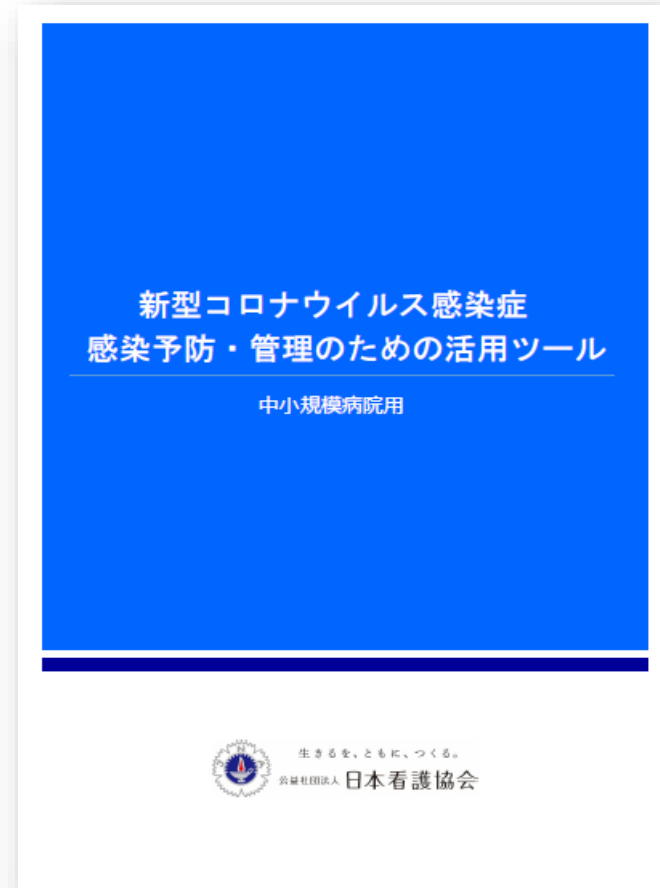
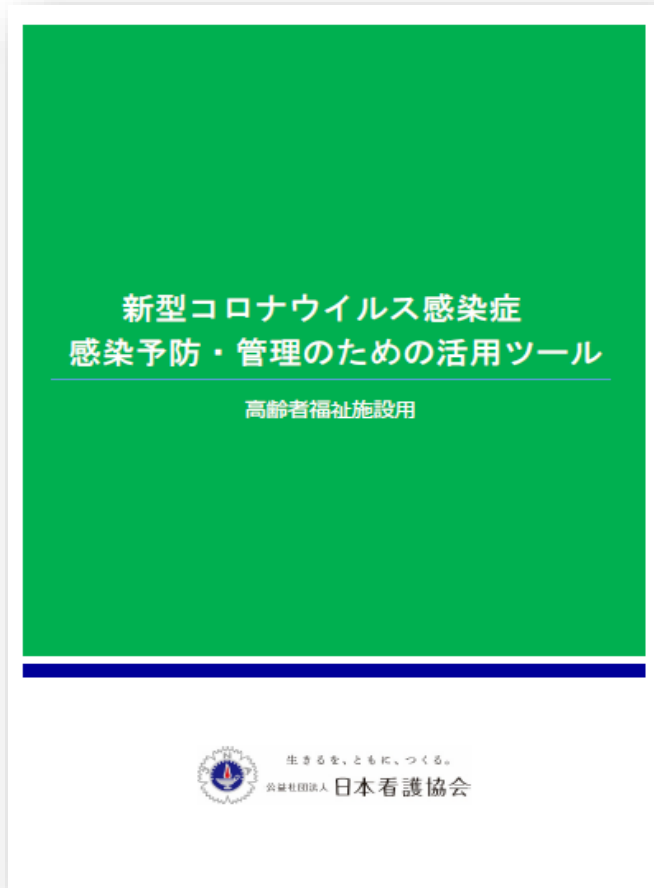
- 各担当者を決めておくこと
(誰が、何をするか)
- 連絡先を整理しておくこと
- 必要な物資を整理しておくこと
- 上記を組織で共有すること
- 定期的に見直し、必要に応じて研修・訓練を行うこと

介護施設の感染対策資料

公益社団法人 日本看護協会ホームページ；新型コロナウイルス感染症（関連情報について）→新型コロナウイルス感染症に関する動画・資料→感染予防。管理のための活用ツール

https://www.nurse.or.jp/nursing/practice/covid_19/document/pdf/tool_elderly.pdf

https://www.nurse.or.jp/nursing/practice/covid_19/document/pdf/tool_hospital.pdf



介護施設の感染対策資料

自宅等を訪問されるケアマネジャーの方 | 訪問系
施設・事業所内のケアマネジャーの方 | 訪問系・施設系
のマニュアルをご参考下さい

施設系

令和3年3月作成

| 概要版 |

介護職員のための 感染対策マニュアル



自宅等を訪問されるケアマネジャーの方 | 訪問系
施設・事業所内のケアマネジャーの方 | 訪問系・施設系
のマニュアルをご参考下さい

訪問系

令和3年3月作成

| 概要版 |

介護職員のための 感染対策マニュアル



経験者が伝えること



日本看護協会出版会



医学書院

参考文献

1. 高齢者介護施設における感染対策マニュアル 改訂版.2019年3月.
平成 30 年度厚生労働省老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）高齢者施設等における感染症対策に関する調査研究事業
2. 介護現場における（施設系・通所系・訪問系サービスなど）感染対策の手引き 第2版：厚生労働省老健局.令和3年3月
3. 概要版 介護職員のための感染対策マニュアル（施設系）（訪問系）.
厚生労働省 老健局.令和3年3月
4. 高齢者施設における新型コロナウイルス感染症対策の考え方 第5版：
県立中部病院感染症内科.2021年3月8日
5. 介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続が 卜`ラ`イ.厚生労働省老健局.令和2年12月
6. 新型コロナウイルス感染症 感染予防・管理のための活用ツール
高齢者施設用.公益社団法人日本看護協会.2020年9月10日
7. 高齢者施設における施設内感染対策のための自主点検について
（その2） <https://www.mhlw.go.jp/content/000678401.pdf>